

## 協議第 2 号

### 今後の進め方について（確認事項）

岡崎市、西尾市及び幸田町（以下「3者」という。）は、今後の広域ごみ処理施設（以下「施設」という。）の整備及び運営にあたり、基本的事項を以下のとおり確認する。

- 1 施設は、ごみ焼却（溶融処理を含む。）施設のみとする。
- 2 施設の整備及び運営は西尾市が行い、岡崎市及び幸田町は処理を委託する。
- 3 施設の整備に係る経費の負担及び運営に係る経費の負担は協議により決定する。  
なお、協議にあたっては、3者はそれぞれが著しく不利とならないよう努める。
- 4 施設の供用開始は令和 12 年度を目標とし、スケジュール管理は西尾市が行う。
- 5 施設の処理方式は効率的で安定的な方式をめざし、西尾市が主体となり、岡崎市及び幸田町と調整を図り、決定する。
- 6 施設の規模(処理能力)は、経済性に大きく影響を及ぼすことから、3者は過大規模とならないよう、ごみ減量施策を行い、将来人口、災害ごみ、社会の動向等を勘案し決定する。
- 7 施設の整備運営方式は、広域処理施設の趣旨及び事情を理解したうえ、3者で決定する。
- 8 施設は、長寿命化を図り、35 年程度の稼働期間を目標とする。
- 9 3者のごみ分別区分及びごみ減量施策は、施設供用開始までにできるだけ統一を図り、搬入ごみによる施設の負荷の低減を図る。
- 10 その他、3者は、関係する業務等の実施にあたり、相互に調整を図り真摯に協力する。